

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

盛岡市の総人口は、令和7年3月末の時点で275,739人であり、そのうち15歳以上65歳未満の生産年齢人口は163,134人(令和2年3月末比9,782人減)で全体の59.2%、高齢人口は81,988人(同比2,839人増)で29.7%となっており、少子高齢化が進行している。

また、将来の推計人口は、令和32年に本市の人口総数は229,998人となり、生産年齢人口は115,661人と全体の50%に低下し、高齢人口が92,157人と全体の40%を占めることが見込まれ、労働力不足の深刻化が懸念される。

イ 産業構造

盛岡市の産業構造は、事業所数及び従業員数ともに、卸売業・小売業や医療・福祉といった第三次産業が85%以上を占めており、市内産業の中心となっている。

人口減少下において、域内の消費は年々縮小傾向にあるため、域外資金の流入につながる第二次産業の振興は、本市が県都として、経済活動を長期的に維持し、発展し続けるために非常に重要なものになっている。

当市の第二次産業は、南部鉄器などの伝統的工芸品の製造をはじめ、食料品・飲料などの製造や印刷が盛んであるほか、盛岡工業団地等に、金属製品製造業やプラスチック製品製造業などの企業が立地し、当市の工業を牽引している。令和4年の製造品出荷額は、令和4年に約1,227億円(前年比68億円増)となり、この10年間で増加傾向にあるが、岩手県全体(約3兆1,123億円)の3.9パーセントほどであり、また粗付加価値額はこの10年間でほぼ横ばいであることから、生産性と付加価値の向上が課題である。

ウ 市内中小企業者の実態

市内中小企業者を取り巻く環境は、物価や原材料費等の高騰や急速なデジタル化など厳しい状況であり、多くの事業者が、優先して取り組む経営課題として「人材確保」、「人材育成・技術等継承」、「デジタル化への対応」を挙げている。

こうした状況を鑑み、市内中小企業が、より生産性の高い設備等の導入・更新をすることで、深刻化する労働力不足を解決し、生産性及び付加価値の向上、さらには経営基盤の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することで、「人材不足」や「デジタル化への対応」といった市内中小企業者が抱える課題を解決しうる設備をはじめとした、様々な先端設備の導入を促す。そのことで、市内中小事業者の労働生産性の向上を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を行う中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）向上については、目標伸び率を年平均 3 % 以上とし、計画期間が 3 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 3 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 9 % 以上、計画期間が 4 年間の場合は 12 % 以上の目標伸び率、計画期間が 5 年間の場合は 15 % 以上の目標伸び率とする。

2 先端設備等の種類

盛岡市は、第三次産業が全事業所数の 85 % 以上を占めており、市の商業・サービス業は市広域や県内の産業と結びつき県内経済をけん引している。

一方、国内外の環境変化に対応し得るバランスの取れた産業構造の構築のためには、第二次産業の振興が重要となっている。

これらの現況を踏まえ、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目的は、地域雇用の創出や地域経済の発展を図ることにあるため、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、発電電力を製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために専ら自ら消費する設備に限るものとし、余剰電力の範疇を超えて、売電する目的で導入された設備は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

盛岡市の産業は、駅周辺から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

盛岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業

種が盛岡市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画における対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業の全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日から令和9年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 納税の円滑化及び公平性への配慮

本市の市税（個人の場合にあつては、個人の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいい、法人の場合にあつては、法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税をいう。）を滞納している者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。